**大阪府内周遊モデルツアー実施業務　仕様書**

**1　委託業務名**

大阪府内周遊モデルツアー実施業務

**2　業務の目的**

大阪府では、大阪都市魅力創造戦略2025において、めざすべき都市像のひとつに「多様な楽しみ方ができる周遊・観光都市」を掲げ、国内外の方が大阪を訪れ、府内各地を周遊し多様な楽しみ方ができる都市をめざして、府内各地にある地域資源の魅力発信や府域を巡る周遊バスツアーの実施など、府内周遊の促進に取り組んできました。

しかしながら、依然として大阪市外への訪問率は低く、多くの方が大阪市内中心地で滞在し、また他府県に移動されているのが現状です。

このため、府内周遊の課題のひとつである、府内各地への観光客の交通利便性を高めるとともに、民間事業者による持続可能な事業手法について検討する「大阪府内周遊モデルツアー実施業務」を行います。本業務では、国内外からの観光客の府内周遊の一層の促進に向けて、バスやタクシーなど様々な交通手段を用いた周遊モデルツアーを実施し、民間主導による周遊ツアーの継続・定着に向けた課題整理などの検証を行います。

**３　契約期間**

契約締結日から令和８年１月30日（金曜日）まで

**４　契約上限金額**

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

**５　委託業務内容**

(1) 周遊モデルツアーの企画造成・実施業務

万博期間中に増加する国内外からの観光客を対象に、既存の公共交通機関だけでは行きにくい観光地などを含め、府内の魅力を気軽に効率よく周遊できる、様々な交通手段を用いた周遊モデルツアーを市町村や観光地域づくりDMO等とも連携しながら企画・造成し、実施（販売・催行）すること。

(2) 周遊モデルツアーの広報業務

造成した周遊モデルツアーを大阪の新たな観光資源としてプロモーションを行い、タビマエやタビナカの国内外からの観光客に訴求することで、周遊モデルツアー参加者を募集すること。

(3) 効果検証業務

周遊モデルツアーの実施結果を踏まえ、ニーズや課題の整理、採算性等の分析を行い、将

来的に民間事業者が主体となって継続していくことの可能性等について検証を行うこと。

**６　委託業務内容の補足及び提案を求める内容**

(1) 周遊モデルツアーの企画造成・実施業務

本事業の趣旨・目的を理解したうえで、国内外からの観光客の府内周遊を一層促進するため、魅力ある周遊モデルツアーを企画・造成すること。また、周遊モデルツアーを実施し、将来的に民間事業者が主体となって周遊ツアーを継続・展開するための課題や問題点の整理につなげること。

1. 事業目的を踏まえ、継続性が期待できる周遊モデルツアーとすること。
2. 北摂・河内・泉州の３つのエリアにおいて、既存の公共交通機関だけでは行きにくい観光地なども効果的に周遊できる周遊モデルツアーを展開すること。
3. 周遊モデルツアーの内容は、多くの人々の興味を惹きつけるような内容とすること。
4. 持続的な周遊の仕組みづくりとなるように、エリア（北摂・河内・泉州）が有する課題等を加味し、バスをはじめタクシーやレンタカー、電動モビリティといった様々な交通手段も幅広く検討するとともに、複数の市町村を巡る周遊モデルツアーとすること。移動手段そのものが楽しめる内容を採り入れることも差し支えない。
5. 周遊モデルツアーは、大阪市内のターミナル等を発着地とするツアー（発地型）だけでなく、府内のスポット等を起点に乗り物を活用して府域を巡るツアー（着地型）を企画することを妨げない。なお、発地型ツアーでは、参加者の利便性を確保するため、発着地を大阪市内の主要ターミナルや空港とすることが望ましい。
6. 実施時期は令和７年９月～10月とし、当該期間中、定期的に運行するものとする。例えば、周遊観光バスなどの場合、週１回、同一の曜日・時間に出発するなど定期性を持たせること。なお、より多く運行することを妨げない。
7. 周遊モデルツアー１企画について、広報や効果検証等に要する費用を含め、5百万円(消費税及び地方消費税を含む）を目安とするが、全企画で契約上限額に収まる場合は、企画間で強弱をつけ、１企画あたりの目安額を前後しても差し支えない。
8. 事業者が主体となって、各エリアの市町村や観光地域づくりDMO(※)等とも連携し、周遊モデルツアーを企画造成すること。また、周遊モデルツアーの実施にあたっては、集客を確保するため、航空会社や鉄道会社等とも連携することが望ましい。

※参考：観光地域づくりDMO

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/dmotoha.html>

1. 周遊モデルツアーは、有料で販売すること。なお、周遊モデルツアー参加者から徴収した参加料は、運航日数や便数の増加、新たなコンテンツ等の付加価値を付けるなど、周遊モデルツアー実施の効果をより高める取組みに利用すること。なお、実施にあたっては、事前に大阪府と協議・調整のうえ、決定する。
2. タビナカの来阪者が参加しやすいようなツアー内容とすること。
3. インバウンドにも参加いただけるよう、他言語等への対応を行うこと。
4. 周遊モデルツアーの企画造成及び実施に係る経費は、全て事業費に含むこと。
5. 周遊モデルツアーの実施までに、大阪府と内容協議等の機会を複数回設けること。

|  |
| --- |
|  |
| **〔提案を求める事項〕**  ○エリア（北摂・河内・泉州）ごと、もしくは、複数エリアをまたぐ周遊モデルツアーについて提案してください。  ・周遊モデルツアーの基本コンセプト、考え方  　⇒周遊ツアーの継続・定着に向けた課題等を提示のうえ、分析や解決案など、ツアーの取組に対する考え方を示してください。併せて、委託事業終了後の自社における周遊ツアー実施の展望についても示してください。  ・周遊モデルツアーの実施内容  ⇒具体的で、実現性や継続性が期待でき、国内外からの観光客の参加意欲を喚起する訴求力の高いものを提案してください。  　（提案内容）  　　⇒行程、実施時期、運行回数、交通手段（バスをはじめタクシーやレンタカー、電動モビリティ等）、連携する市町村や観光地域づくりDMO等、運行手法（オンデマンド、乗り合い等）、参加料、そのほかアピールポイント（空港等への移動時間等の有効活用や、移動手段も楽しめるエンタメ性を高めるといった旅行者目線の工夫　等）  ○周遊モデルツアーに係る収支を示してください（合計金額・費目ごとの内訳を含む）。 　　・費用については、参加料を含むこととし、その収支を提案すること。 |
|  |

(2) 周遊モデルツアーの広報業務

本事業の趣旨・目的を理解したうえで、造成した周遊モデルツアーを大阪の新たな観光資源としてプロモーションを行い、タビマエやタビナカの来阪者に訴求することで、周遊モデルツアーへの集客につなげること。

1. タビマエ・タビナカの来阪者を対象に、多様なプロモーションを効果的に展開すること。
2. インバウンドにも訴求するため、多言語対応などの有効な手段をとること。また、市町村や観光地域づくりＤＭＯ等の広報媒体の活用も検討すること。
3. 周遊モデルツアー専用のホームページを開設すること。
4. 主要な観光施設や宿泊施設でのプロモーションなど、タビナカの来阪者へのアプローチに有効な手段を工夫すること。
5. SNSを活用したプロモーションは必須とし、注目度を高めるものとすること。

**〔提案を求める事項〕**

○周遊モデルツアーについて、効果的かつ効率的に広報・PRできる具体的な内容を

提案してください（着眼点、対象、手法（媒体）、時期等）

　・タビマエやタビナカの来阪者が興味をもつような手法

・そのほか、本業務の目的を達成するため効果的な広報や工夫があれば提案してく

ださい。

(3) 効果検証業務

周遊モデルツアーの実施結果を踏まえ、ニーズや課題の整理、採算性等の分析等を行い、将来的に民間事業者が主体となって、周遊ツアーを継続・定着させるための手法・条件等について検証すること。

1. 周遊モデルツアー参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。紙、WEBなどの方法は問わない。また、周遊モデルツアー参加者の国籍にも対応できるようにすること。アンケート調査の内容・方法等は、事前に大阪府と協議・調整のうえ、決定する。
2. 民間事業者主導の周遊ツアーを継続・定着させるため、周遊モデルツアーで採用した交通事業者等に対するヒアリング調査を実施すること。
3. 周遊モデルツアー実施中には、実施内容と実施により見出した課題等について、大阪府に中間報告を行うこと（令和７年９月30日（火曜日）目途）。
4. 周遊モデルツアーの実施後、エリア（北摂・河内・泉州）の強みや弱みなどの特性や課題、採算性等について、改めて総合的に分析を行い、周遊ツアーの定着・継続実現に向けての課題を整理し、その対応策を示すこと。
5. 効果検証に際し、大阪府が民間事業者主導での周遊ツアーの定着・継続に向けた検討会議を開催することとしており、委託事業者（周遊モデルツアーで採用した交通事業者等を含む）はその会議に参加し、仕様書６(３)④について発表すること。
6. 効果検証の結果と仕様書６(３)⑤の会議を踏まえて、周遊ツアーの継続・定着に向けた提案プランを作成すること。提案プランでは、事業化に向けての課題やその解決の手法、実現した場合の効果などについても言及すること。

**〔提案を求める事項〕**

○アンケート調査及びヒアリング調査の実施手法（調査項目、調査方法、対象範囲、

サンプル数）について、具体的な内容を提案してください。

また、アンケート調査及びヒアリング調査の回答率を高める工夫を提案すること。

○周遊ツアーの課題整理や採算性の分析を行う手法・内容、分析項目等を含め、提案

してください。

○効果検証の実施手法（どのような効果検証と効果が期待できるか等）について、具

体的に提案してください。

○上記に加え、工夫を凝らした内容があれば、提案してください。

(4) 事業の実施体制及びスケジュール

契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

1. 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
2. 提案内容を遂行する実施体制人員において、過去に本事業と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。
3. 契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持すること。
4. 周遊モデルツアーの実施等にあたっては、周遊モデルツアー参加者をはじめ、周囲の方々の安全に配慮した対策を十分に講じたうえで実施すること。

**〔提案を求める事項〕**

○本業務が安全で計画的かつ効率的に遂行できる事業実施体制及び人員について

提案してください。

○本業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを提案してください。

○本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績、独自の海外

ネットワーク等）があれば提案すること。

(5) 委託における留意事項について

1. 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
2. 受託者は、大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
3. 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
4. 受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
5. 本事業に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
6. 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
7. 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
8. 業務の主要な部分を再委託すること。
9. 契約金額の相当部分を再委託すること。
10. 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
11. 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
12. 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

(6) 実施状況の報告について

1. 受託者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況（作業・スケジュール進捗がわかる資料等）を書面により大阪府に報告すること（報告様式自由）。
2. 大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

(7) 関係機関との調整について

1. 事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。
2. 受託者が許可申請書など各種申請に必要な書類を作成すること。

　(８) その他

大阪府が過去に造成した体験型旅行コンテンツについても参考にすること。

参考URL：<https://www.diversity-japan.com/>

**７　成果物の提出**

事業終了後、令和７年11月末頃を目途に大阪府あて以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

(1) 実施報告書（効果検証結果、対応策等の報告を含む）

A4サイズ５部及びUSBメモリー等に格納のこと。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

作成した映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。

**８　その他**

(1) 守秘義務等について

1. 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない 。
2. 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

1. 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
2. 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情　報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
3. 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
4. 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を

　 提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。

ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

1. 大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
2. 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
3. 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
4. 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。